

福岡県医発第1800号(地)
平成18年 1月10日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 竹嶋 康 弘



RICが行う「医療機関における過重労働・メンタルヘルス対策
に係る基礎アンケート」実施に対する協力について

医療の現場において、医療職に関わる過重労働防止対策とメンタルヘルス対策が、今後大変重要な課題となることを踏まえ、財団法人労災保険情報センター（RIC）において標記アンケート調査を実施することとなり、日本医師会より別紙のとおり協力依頼がありました。

本会第25回全理事会（平成17年12月8日）及び第27回全理事会（平成18年1月5日）において協議の結果、本アンケート調査に協力することといたしましたのでご連絡いたします。

なお、対象は県内530の労災指定医療機関で、RIC本部より直接送付、回収され分析されることとなります。

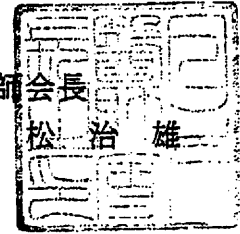
つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、会員医療機関よりお問合せ等ございましたらよろしくご高配の程お願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 島田昇二郎

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
植松 治雄



RICが行う「医療機関における過重労働・メンタルヘルス対策に係る
基礎アンケート」実施に対する協力について

少子高齢化，長期化する経済不況の中，国民の健康を守るために医療の質・安全確保の必要性が求められ，そのためのマンパワー強化等のためには，診療報酬財源を少なくとも3%以上確保する必要がある，先日，厚生労働大臣等にその旨要望したところであります。

医療の現場においては，手術等の緊急的・突発的な対応を含む不規則な勤務形態，長時間労働および過緊張を強いられ，医療職にかかるプレッシャー，ストレスなどの問題点を抱えており，過重労働防止対策とメンタルヘルス対策は，今後，大変重要な役割を果たすものと考えます。

そこで，財団法人労災保険情報センター（RIC）では，「医療機関における過重労働・メンタルヘルス対策検討委員会」を設置するとともに，労災指定医療機関を対象としたアンケート調査を実施し，その分析結果やその後のヒアリング等により事例集を作成・提供し，各医療機関の過重労働対策等に資するための情報提供を行うことといたしました。

つきましては，本調査等の趣旨をご理解いただき，貴会関係会員のご協力が得られますよう，ご配慮賜わりたくお願い申し上げます。

また，後日，RIC各都道府県事務所が，貴医師会へ詳細な趣旨説明とご協力依頼に伺うと聞いておりますので，ご対応のほどお願いいたします。

なお，アンケートの対象となる労災指定医療機関は，有床診療所と病院とし，有床診療所については約半数を抽出し，病院については全数を対象とする予定としております。

【添付資料】

- ・「医療機関における過重労働・メンタルヘルス対策に係る基礎アンケート」実施に対する協力要請について

（平17.11.15 労保情発第105号 財団法人労災保険情報センター理事長）



労保情発第 105 号
平成 17 年 11 月 15 日

社団法人 日本医師会
会長 植松 治 雄 様

財団法人 労災保険情報センター
理事長 白井晋太郎



「医療機関における過重労働・メンタルヘルス対策に係る基礎アンケート」
実施に対する協力要請について

謹啓 貴台におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、財団法人労災保険情報センターの事業運営につきまして、格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、医療現場におきましては、手術等緊急的、突発的な対応を含む不規則勤務や長時間労働及び過緊張を強いられることで医療職にかかる精神的なプレッシャー、ストレスなどの問題点を抱えており、過重労働防止対策とメンタルヘルス対策は、今後、病院経営においても、リスクマネジメントの観点から、重要な位置を占めるものと考えられます。

そこで、当財団では、平成 19 年 3 月までの 2 か年度において、医療機関における過重労働及びメンタルヘルスに係る実態を把握するとともに、モデルとなり得る対策例を調査・研究し、最終的に医療機関としてどのような対策を講ずるべきかを検討すること等により、広く医療機関の皆様に情報提供をしていくこととしております。

本年度におきましては、医療現場における過重労働・メンタルヘルス対策に係る認識度と対策実施の有無を中心に労災指定医療機関の方々を対象とする標記アンケートを実施することとしております。

貴台におかれましては、当事業の趣旨をご理解の上、ご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、都道府県医師会に対しましても、ご理解、ご協力をいただきたく、貴台からご教示下さるよう、重ねてお願い申し上げます。

なお「医療機関における過重労働・メンタルヘルス対策検討委員会設置要綱」「医療機関における過重労働・メンタルヘルス対策検討委員会名簿」「医療機関における過重労働・メンタルヘルス対策に係る基礎アンケート(案)」及び「医療機関における過重労働・メンタルヘルス対策に係る基礎アンケート対象医療機関(案)」を参考までに添付いたします。

謹白

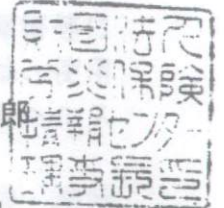
労 保 情 発 第 113 号

平成 17 年 11 月 30 日

社団法人 福岡県医師会 会長 様

財団法人 労災保険情報センター

理事長 白井晋太郎



「医療機関における過重労働・メンタルヘルス対策に係る基礎アンケート」
実施に対する協力要請について

謹啓 貴台におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、財団法人労災保険情報センターの事業運営につきまして、格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、医療現場におきましては、手術等緊急的、突発的な対応を含む不規則勤務や長時間労働及び過緊張を強いられることで医療職にかかる精神的なプレッシャー、ストレスなどの問題点を抱えており、過重労働防止対策とメンタルヘルス対策は、今後、病院経営においても、リスクマネジメントの観点から、重要な位置を占めるものと考えられます。

そこで、当財団では、平成 19 年 3 月までの 2 か年度において、医療機関における過重労働及びメンタルヘルスに係る実態を把握するとともに、モデルとなり得る対策例を調査・研究し、最終的に医療機関としてどのような対策を講ずるべきかを検討すること等により、広く医療機関の皆様へ情報提供をしていくこととしております。

本年度におきましては、医療現場における過重労働・メンタルヘルス対策に係る認識と対策実施の有無を中心に労災指定医療機関の方々を対象とする標記アンケートを実施することとしております。

貴台におかれましては、当事業の趣旨をご理解の上、本アンケート実施につき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお本アンケートにご協力をお願いする労災指定医療機関は、20 以上の病床を有する医療機関のすべてと、1 から 19 の病床を有する医療機関の半数程度を予定しております。

「医療機関における過重労働・メンタルヘルス対策に係る基礎アンケート」及び福岡県における調査対象予定医療機関数は別添のとおりでございますので、重ねてご理解をお願い申し上げます。

謹白



「医療機関における過重労働・メンタルヘルス対策検討委員会」設置要綱

1 趣 旨

平成 14 年 2 月に厚生労働省より「過重労働による健康障害防止のための総合対策」（基発第 0212001 号）が公表されてから 3 年が経過し、各所で予防対策の充実が図られる一方で、過重労働による脳・心臓疾患及び虚血性心疾患等に係る労災申請及び認定の件数（過労死等事案）は、一向に減少の気配を見せない。また、精神障害等にかかる申請、認定件数も同様の状況であり、さらに民事裁判の領域にあっては、使用者責任あるいは安全配慮義務を問われる形で、過労死・過労自殺及びメンタルヘルスの面等で高額の特例認定が出されている。

上記「総合対策」や「事業場における心の健康づくりのための指針」の遵守・励行が多く企業あるいは労働者に求められるなか、医療を提供する側の過労死・過労自殺、メンタルヘルス不全の防止も大きな課題として浮上してきており、特に精神障害等については、平成 16 年度の特例認定件数のうち、医療福祉業が全業種の約 15% を占めるなどの状況にある。

また医療現場においては、手術等緊急的、突発的な対応を含む不規則勤務や長時間労働及び過緊張を強いられることで医療職にかかる精神的なプレッシャー、ストレスなどの問題点を抱えており、過重労働防止対策とメンタルヘルス対策は、今後、病院経営においても、リスク・マネジメントの観点から、重要な位置を占めるものと考えられる。

そこで、本検討委員会においては、平成 19 年 3 月までの 2 か年度において、医療機関における過重労働及びメンタルヘルスに係る実態を把握するとともに、モデルとなり得る対策例を調査・研究し、最終的に医療機関としてどのような対策を講ずべきかを検討する。

2 実施内容

〔17 年度〕…実態把握

医療機関における過重労働及びメンタルヘルス対策に係る認識度と対策実施の有無を中心に、労災指定医療機関を対象とするアンケート調査を実施し、その分析結果を報告書に取りまとめる。

〔18 年度〕…予防対策集約・フィードバック

前年度の調査結果及び同問題に先進的、積極的に取り組む医療機関にヒアリングを行うこと等により、予防対策について検討、整理する。またその結果に基づき、ポイントとなる点を簡潔に取りまとめた事例集（仮称）を提供し、医療機関における過重労働対策等に資する。

3 検討委員会の設置

- (1) 前期の目的等を達成するため検討委員会を設置する。
- (2) 検討委員会には座長を置き、座長は委員会の議事を進行、整理する。
- (3) 検討委員会の構成は 10 名以内とし、必要に応じ、検討委員会の委員以外の者を参加させることができる。
- (4) 検討委員の任期は 2 年以内とし、再任を妨げない。
- (5) 検討委員会の事務は、財団法人労災保険情報センターにおいて行う。

「医療機関における過重労働・メンタルヘルス対策検討委員会」

委員名簿（50音順）

今井 保次	（財）社会経済生産性本部メンタルヘルス研究所研究主幹
岩出 誠	ロア・ユナイテッド法律事務所／弁護士
栗原 伸公	神戸女子大学家政学部公衆衛生学教室教授
黒木 宣夫	東邦大学医学部付属佐倉病院精神神経医学研究室助教授
田中 克俊	北里大学大学院産業精神保健学・助教授
東 敏昭	産業医科大学産業生態科学研究所所長
和田 攻	東京大学名誉教授

謹啓 時下ますますご隆昌のことと拝察申し上げます。

さて、医療現場においては、手術等緊急的、突発的な対応を含む不規則勤務や長時間労働及び過緊張を強いられることで医療職にかかる精神的なプレッシャー、ストレスなどの問題点を抱えており、厚生労働省が発表した平成16年度の精神障害等による労災認定件数は、医療福祉業が全業種の約15%を占めるなど、製造業に次ぐ高い割合を占めているなどの状況にあります。

また、民事裁判の領域にあっても、安全配慮義務を問われる形で、医療職の過労死、過労自殺について高額の特容例も出されており、過重労働防止対策とメンタルヘルス対策は、今後、リスクマネジメントの観点から、医療機関にとっても重要な位置を占めるものと考えられます。

当財団は厚生労働省の設立許可を受けた公益法人として各種事業を行っておりますが、以上の状況を踏まえ、本年度の事業として、医療現場における過重労働・メンタルヘルス対策に係る認識度と対策実施の有無を中心に労災指定医療機関の方々を対象とするアンケート調査等を実施することとしております。

また、今回のアンケート調査による結果を参考に、他の医療機関でも実施が可能と思われる事例を収集し、広く医療機関の皆様へ情報提供をしていく予定としております。

つきましては、年末のご多忙のところ誠に恐縮でございますが、是非とも本アンケートにご協力いただけますようお願いいたします。

なお、本調査の結果は上記以外の目的に使用するものではなく、また、個別の調査票については一切外部に出ることはありません。

また、本調査は原則無記名で実施させていただきますが、個別に本調査結果の提供をご希望の医療機関各位におかれましては、お手数ですが調査票の所定の欄に必要事項をご記入ください。結果がまとまり次第お送り申し上げます。

謹白

平成17年12月

医療機関 各位

財団法人 労災保険情報センター
理事長 白井 晋太郎

医療機関における過重労働・メンタルヘルス対策
に係る基礎アンケート調査票

(財) 労災保険情報センター

《ご記入に当たってのお願い》

- 1 次ページ以降の質問項目について、該当する項目を○で囲んで下さい。
なお、複数回答でお願いする設問もありますのでご注意ください。
- 2 ご記入にあたっては、11月1日（火）現在の状況をご回答下さい。
- 3 ご記入にあたっては、回答される方が把握していない場合でも、貴医療機関の安全衛生担当者などの直接の担当者が把握されているかどうかをご確認の上、ご回答くださるようお願いします。
- 4 すべて記入が終わりましたら、同封の封筒に入れ、投函して下さい。
- 5 お忙しい折に恐縮ですが、12月26日（月）までにご投函いただきたくお願い申し上げます。

本調査結果は前述以外の目的に使用するものではなく、また、個別の調査票については一切外部に出ることはありません。

原則無記名ですが、個別に本調査結果の提供をご希望の医療機関各位におかれましては、お手数ですが下記に必要事項をご記入ください。結果がまとまり次第お送り申し上げます。

医 療 機 関 名	
御 住 所	
御 電 話 番 号	
E - M a i l	
御記入担当者名	
御 所 属 部 署	

本アンケートに関するお問合せは、

（財）労災保険情報センター 坂巻、蓮沼又は山田にお願いいたします。

電話番号 03-3915-3641

<貴医療機関の概要についてお伺いします>

問1 貴医療機関が所在している都道府県名をお書き下さい。

都道府県名 () 都・道・府・県

問2 貴医療機関の設立母体は下記のいずれにあたりますか。

1. 独法国立 2. 地方自治体 3. 公的機関（日赤、済生会など）
4. 医療法人 5. 財団法人 6. 学校法人（大学など）
7. その他（具体的に→

)

問3 病床数は下記のいずれにあたりますか。

1. 病床はない 2. 1～19床 3. 20～49床
4. 50～99床 5. 100～299床 6. 300床以上

問4 従業員規模は下記のいずれにあたりますか。

1. 0人 2. 1～9人 3. 10～49人 4. 50～99人
5. 100～299人 6. 300～999人 7. 1000人以上

問5 常勤の医師と看護師は、それぞれ何人いますか。

医師 () 人 看護師 () 人

問6 主な診療科目は下記のいずれにあたりますか。

1. 内科系 2. 外科系 3. 内科系・外科系の複数
4. 精神科系 5. 総合 6. その他（具体的に→

)

問7 問6で4以外を選択した場合のみご記入下さい。

1. 精神科がある 2. 精神病床がある 3. 精神科、精神病床が無い

問8 病院機能評価の認定を取得していますか。

1. 過去4か月以前に取得済みである。
2. 過去3か月以内に取得した。
3. 現在、取得のための準備を行っている。
4. いずれは取得する予定だが、特別な取り組みは行っていない。
5. 取得する予定はない。

問9 救急指定医療機関の指定を受けていますか。

1. 受けている
2. 受けていない

<貴医療機関の安全衛生管理体制についてお伺いします>

問10 職員の健康管理を実質的に管轄している責任者の職位をお答えください。

1. 理事長・院長
2. 事務局長・事務長
3. 総務部長・総務課長
4. その他（具体的に→)

問11 産業医は選任していますか。

1. 院内の医師を産業医として選任している
2. 院外の医師を産業医として選任している
3. 産業医を選任していない

問12 衛生管理者は選任していますか。

1. 選任している(⇒問14へ)
2. 選任していない(⇒問13へ)

問13 (従業員規模 50人未満の医療機関のみご記入ください)衛生推進者を選任していますか。

1. 選任している
2. 選任していない

問14 衛生委員会を設置していますか。

1. 設置しており、毎月1回以上開催している
2. 設置しており、2か月に1回程度開催している
3. 設置しており、3か月に1回程度開催している
4. 設置しており、半年に1回程度開催している
5. 設置しており、1年に1回程度開催している
6. 設置していない

問15 定期的に(1年以内に1回、深夜業などの特定業務がある場合は半年以内に1回)一般健康診断を実施していますか。

1. 健康診断を実施しており、事後措置(面談等)も実施している。
2. 健康診断は実施しているが、事後措置(面談等)は実施していない。
3. 健康診断を実施していない。

＜貴医療機関の過重労働対策についてお伺いします＞

問 16 厚生労働省では「過重労働による健康障害防止のための総合対策」を策定していますが、医療機関としてどの程度ご存知ですか。

1. 内容を詳しく知っている
2. 内容をある程度知っている
3. 一度読んだことがある程度
4. 読んだことはないが、総合対策があることは知っている
5. 知らなかった

問 17 職員の時間外労働をどのような方法で把握していますか。

A. 医師

1. 本人の申告
2. タイムカードによる管理
3. タイムカード以外の自動管理システムによる管理
4. 本人の申告とタイムカードによる管理
5. その他（具体的に→)
6. 特に把握していない

B. 看護師

1. 本人の申告
2. タイムカードによる管理
3. タイムカード以外の自動管理システムによる管理
4. 本人の申告とタイムカードによる管理
5. その他（具体的に→)
6. 特に把握していない

C. 技師

1. 本人の申告
2. タイムカードによる管理
3. タイムカード以外の自動管理システムによる管理
4. 本人の申告とタイムカードによる管理
5. その他（具体的に→)
6. 特に把握していない

D. その他の専門職

1. 本人の申告
2. タイムカードによる管理
3. タイムカード以外の自動管理システムによる管理

4. 本人の申告とタイムカードによる管理

5. その他(具体的に→)

6. 特に把握していない

E. 事務職

1. 本人の申告

2. タイムカードによる管理

3. タイムカード以外の自動管理システムによる管理

4. 本人の申告とタイムカードによる管理

5. その他(具体的に→)

6. 特に把握していない

問 18 以下の職種について、過去 3 か月(8 月から 10 月)平均の月平均時間外労働時間数はおよその程度ですか。

A. 医師

1. 時間外労働はない。 2. 月 10 時間未満 3. 月 30 時間未満

4. 月 45 時間未満 5. 月 45 時間以上 6. 月 60 時間以上

7. 月 80 時間以上 8. 月 100 時間以上 9. 把握していない

B. 看護師

1. 時間外労働はない。 2. 月 10 時間未満 3. 月 30 時間未満

4. 月 45 時間未満 5. 月 45 時間以上 6. 月 60 時間以上

7. 月 80 時間以上 8. 月 100 時間以上 9. 把握していない

C. 技師

1. 時間外労働はない。 2. 月 10 時間未満 3. 月 30 時間未満

4. 月 45 時間未満 5. 月 45 時間以上 6. 月 60 時間以上

7. 月 80 時間以上 8. 月 100 時間以上 9. 把握していない

D. その他の専門職

1. 時間外労働はない。 2. 月 10 時間未満 3. 月 30 時間未満

4. 月 45 時間未満 5. 月 45 時間以上 6. 月 60 時間以上

7. 月 80 時間以上 8. 月 100 時間以上 9. 把握していない

E. 事務職

1. 時間外労働はない。 2. 月 10 時間未満 3. 月 30 時間未満

4. 月 45 時間未満 5. 月 45 時間以上 6. 月 60 時間以上

7. 月 80 時間以上 8. 月 100 時間以上 9. 把握していない

問 19 過去 3 か月(8 月から 10 月)の間に、月 100 時間以上時間外労働をした職員がいた場合は、職種ごとにその人数を教えてください。

1. 医師 () 人 2. 看護師 () 人
3. 技師 () 人 4. その他の専門職 () 人
5. 事務職 () 人

問 20 時間外労働の主な要因はどのようなことと考えられますか。(複数回答で構いません)

A. 医師

1. 外来患者への対応
2. 入院患者への対応
3. 手術への対応
4. 急患・救急への対応
5. 1～4に係る事務処理への対応
6. 病院機能評価受審に係る業務への対応
7. その他(具体的に→

)

B. 看護師

1. 外来患者への対応
2. 入院患者への対応
3. 手術への対応
4. 急患・救急への対応
5. 1～4に係る事務処理への対応
6. 病院機能評価受審に係る業務への対応
7. その他(具体的に→

)

C. 技師

1. 外来患者への対応
2. 入院患者への対応
3. 手術への対応
4. 急患・救急への対応
5. 1～4に係る事務処理への対応
6. 病院機能評価受審に係る業務への対応
7. その他(具体的に→

)

D. その他の専門職

1. 外来患者への対応
2. 入院患者への対応
3. 手術への対応
4. 急患・救急への対応
5. 1～4に係る事務処理への対応
6. 病院機能評価受審に係る業務への対応
7. その他（具体的に→

)

E. 事務職

1. 外来患者への対応
2. 入院患者への対応
3. 手術への対応
4. 急患・救急への対応
5. 1～4に係る事務処理への対応
6. 病院機能評価受審に係る業務への対応
7. その他（具体的に→

)

問 21 著しく時間外労働が多いと考えられる職員に対して、何か取組みを行っていますか（複数回答で構いません）。

＊著しく時間外労働が多い場合とは、月 45 時間を超えている場合を基準にして下さい。

1. 産業医等に情報を開示し、産業医等による保健指導（個別面接を含む）を実施している
2. 作業の転換等就業上の措置を行っている
3. 必要に応じて就業時間の短縮や時間外労働の制限を行っている
4. 一般健康診断以外の特別な健康診断を実施している
5. 衛生委員会等で審議し、必要な措置を講じている
6. 院内に特別な委員会等を設けて検討し、必要な措置を講じている
7. その他（具体的に→

)

8. 特に行っていない
9. 該当者はいない

問 22 時間外労働を削減するために、何か特別な取組みを行っていますか（複数回答で構いません）。

1. 労使一体となった時間外労働削減のための委員会を設置し、検討している。
2. 衛生委員会等を活用して審議し、業務（作業）の見直し・合理化を検討、改善している
3. 管理監督者に対する教育研修を実施している
4. 職員に対する教育研修を実施している。
5. 外部の専門的立場にある者から指導等を受けている
6. その他（具体的に→)
7. 特に行っていない

問 23 今後、過重労働対策を行っていく上で必要なものは何ですか（複数回答で構いません）。

1. 医療機関における対策参考例
2. 管理職に対する教育研修用教材
3. 過重労働対策に関する外部サポート機関等に関する情報
4. 国の施策に関する情報（の提供）
5. その他（具体的に→)

問 24 「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準」が定められていますが、医療機関としてどの程度ご存知ですか。

1. 内容を詳しく知っている
2. 内容をある程度知っている
3. 一度読んだことがある程度
4. 読んだことはないが、認定基準があることは知っている
5. 知らなかった

問 25 医療機関における過重労働による脳心臓疾患関連の労災事例、民事裁判例等について関心がありますか。

1. 関心がある
2. 関心はあるが、情報が得られない
3. 関心はない
4. その他（具体的に→)

問 26 このほか、医療機関における過重労働対策について問題点等があれば、ご自由にお書き下さい。

()

<貴医療機関の心の健康対策についてお伺いします>

問 27 厚生労働省では「事業場における労働者の心の健康づくりのための指針」を策定していますが、医療機関としてどの程度ご存知ですか。

1. 内容を詳しく知っている
2. 内容をある程度知っている
3. 一度読んだことがある程度
4. 読んだことはないが、指針があることは知っている
5. 知らなかった

問 28 心の健康対策（メンタルヘルスケア）に取り組んでいますか（複数回答で構いません）。

1. 定期健診の間診にメンタルヘルスに関する項目を追加している
2. 職員に対して研修を実施している
3. 管理監督者に対して研修を実施している
4. メンタルヘルスケアを推進するために院内に特別な委員会を設けている
5. 相談窓口を院内に設けている（具体的に)
6. 相談窓口を外部機関に委託して設けている。
7. ストレス調査票などを用い、職場のストレス状況を把握している
8. メンタルヘルスに関するパンフレットを配布している
9. その他（具体的に→)
10. 特に行っていない
11. メンタルヘルスケアを必要としている人はいない

問 29 職場内のストレス要因について、それぞれの職種ごとにその要因と考えられるものをお選びください（複数回答で構いません）。

A. 医師

1. 職場の人間関係
2. 外来患者への対応
3. 入院患者への対応
4. 手術への対応
5. 急患・救急への対応

6. 時間外労働の増加
7. 医療安全に係るストレス
8. その他（具体的に→

)

B. 看護師

1. 職場の人間関係
2. 外来患者への対応
3. 入院患者への対応
4. 手術への対応
5. 急患・救急への対応
6. 時間外労働の増加
7. 医療安全に係るストレス
8. その他（具体的に→

)

C. 技師

1. 職場の人間関係
2. 外来患者への対応
3. 入院患者への対応
4. 手術への対応
5. 急患・救急への対応
6. 時間外労働の増加
7. 医療安全に係るストレス
8. その他（具体的に→

)

D. その他の専門職

1. 職場の人間関係
2. 外来患者への対応
3. 入院患者への対応
4. 手術への対応
5. 急患・救急への対応
6. 時間外労働の増加
7. 医療安全に係るストレス
8. その他（具体的に→

)

E. 事務職

1. 職場の人間関係

2. 外来患者への対応
3. 入院患者への対応
4. 手術への対応
5. 急患・救急への対応
6. 時間外労働の増加
7. 医療安全に係るストレス
8. その他（具体的に→

)

問 30 現在、「心の病」で休業している職員はいますか。

1. いる（ ）名
2. いない

問 31 「心の病」で休業した職員が職場復帰するにあたり、特別な対策をとっていますか。

1. とっている（具体的な対策→
2. とっていない
3. これまで「心の病」で休業した職員はいない

)

問 32 厚生労働省では「心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き」をとりまとめています。医療機関としてどの程度ご存知ですか。

1. 内容を詳しく知っている
2. 内容をある程度知っている
3. 一度読んだことがある程度
4. 読んだことはないが、手引きがあることは知っている
5. 知らなかった

問 33 心の健康対策を実施するにあたって、今後必要となるものはありますか。
（複数回答で構いません）

1. 医療機関における対策参考例
2. 教育研修用のカリキュラム例
3. 視聴覚教材
4. 心の健康対策に関する外部サポート機関等に関する情報
5. 国の施策に関する情報（の提供）
6. その他（具体的に→

)

問 34 厚生労働省では「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針」を策定していますが、医療機関としてどの程度ご存知ですか。

1. 内容を詳しく知っている
2. 内容をある程度知っている
3. 一度読んだことがある程度
4. 読んだことはないが、判断指針があることは知っている
5. 知らなかった

問 35 医療機関におけるメンタルヘルス（精神障害）関連の労災事例、民事裁判例等について関心がありますか。

1. 関心がある
2. 関心はあるが、情報が得られない
3. 関心はない
4. その他（具体的に→）

問 36 このほか、医療機関におけるメンタルヘルス面の対応について問題点等があればご自由にお書きください。

お忙しい中、ご協力ありがとうございました。

医療機関における過重労働・メンタルヘルス対策に係るアンケート対象医療機関
(案)

1 から 19 床	4,260	(8,519 の 5 割を抽出)
20 から 49 床	979	
50 から 99 床	1,939	
100 床以上	4,152	
合 計	11,330	

(医療機関数は平成 17 年 10 月末現在の数字)